

# 旭川市委託契約等の競争入札事務実施要綱

## 目 次

- 第1章 総 則
  - 第1条 目 的
  - 第2条 定 義
  - 第3条 競争入札等選考委員会
  
- 第2章 一般競争入札
  - 第4条 一般競争入札等に付する契約
  - 第5条 入札の公告
  - 第6条 入札参加資格
  - 第6条の2 欧州連合の供給者
  - 第7条 仕様書等の交付及び質問
  - 第8条 現場説明会
  - 第9条 入札参加資格の確認の申請
  - 第10条 入札参加資格の確認結果の通知等
  - 第11条 入札参加資格の取消し
  - 第12条 入札保証金の納付免除
  - 第13条 入札の方法
  - 第14条 入札の執行
  - 第15条 入札の無効
  - 第16条 入札の辞退
  - 第17条 入札の中止等
  
- 第3章 指名競争入札
  - 第18条 一般競争入札に関する規定の準用
  - 第19条 指名競争入札の運用方針
  - 第20条 指名競争入札の指名基準
  - 第21条 入札参加者の指名数
  - 第22条 指名業者の選考
  
- 第4章 契約の締結等
  - 第23条 契約保証金の納付免除
  - 第24条 入札結果の公表
  - 第25条 その他

## 旭川市委託契約等の競争入札事務実施要綱

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この要綱は、旭川市が発注する委託契約（測量並びに工事に係る調査及び設計の委託契約を除く。）及び賃貸借契約に関する入札等の事務処理について、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 政令 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）をいう。
- (2) 規則 旭川市契約事務取扱規則（昭和39年旭川市規則第22号）をいう。
- (3) 資格者名簿 旭川市物品購入等入札参加資格者登録事務取扱要綱第2条第1項に規定する旭川市物品購入等競争入札参加資格者名簿をいう。
- (4) 建設工事等資格者名簿 政令第167条の5第1項及び政令第167条の11第2項の規定に基づく資格審査を行って作成した名簿のうち、資格者名簿以外のものをいう。
- (5) 市内業者 旭川市内に本店を置く事業者をいう。
- (6) 近隣8町業者 鷹栖町，比布町，当麻町，愛別町，上川町，東川町，東神楽町及び美瑛町に本店を置く事業者をいう。
- (7) 準市内業者 市内業者及び近隣8町業者以外の事業者で、旭川市内に受任先となる支店、営業所等を置く事業者をいう。
- (8) 市外業者 市内業者，近隣8町業者及び準市内業者以外の事業者をいう。
- (9) 市内等事業者 市内業者，近隣8町業者及び準市内業者である者をいう。
- (10) 履行適格者 資格者名簿において当該業務に相応しいと判断される営業種目の取扱品目について登録のある者で、当該業務を行う資格、履行能力等を有すると判断されるものをいう。
- (11) 通常入札 一堂に会して入札参加者が入札書を直接投函して行う入札方法をいう。
- (12) 郵便入札 通常入札によらず、入札書を期限までに持参又は郵送により提出して行う入札方法をいう。
- (13) 積算金額 契約に係る施行何等において予定価格を定める資料として積算した金額をいう。
- (14) 単年度換算額 長期継続契約を行おうとする場合の積算金額総額を契約月数で除して得た額に12を乗じて得た額をいう。
- (15) 事前審査 一般競争入札を行うに当たって定める入札参加資格の確認を入札期日の前に審査することをいう。
- (16) 積算内訳書 入札に参加しようとするものが入札額を決定するために行った積算の全部又は一部の参考資料で、業務の仕様に対する理解を確認し、その錯誤を未然に防止するなど契約事務の完全を期する目的で徴取するものをいう。
- (17) 入札執行者 課長又は課長が指名した者をいう。
- (18) 休日 旭川市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日
- (19) 調達特例政令 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成

7年政令第372号)をいう。

(20) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(21) 調達計画 旭川市における地域の中小企業による調達手続への参加の奨励に関する計画（平成31年4月19日旭契第37号）をいう。

(22) 欧州連合等の供給者 調達特例政令が定める欧州連合等の供給者をいう。

（競争入札等選考委員会）

第3条 各部局の長は、契約事務の統一的かつ適正な執行の確保を図るため、部局に競争入札等選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。ただし、必要があるときは、別に選考委員会を置くことができるものとする。

2 選考委員会は、委員長及び委員をもって組織し、委員長は部局長を、委員は関係する係長職以上の職にある者をもって充てるものとする。

3 選考委員会が審議の対象とする契約は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 積算金額が200万円以上の委託及び賃貸借の契約（政令第167条の2第1項第5号、第8号又は第9号を適用するものを除く。）

(2) 積算金額が50万円を超える委託契約で一者特命随意契約（政令第167条の2第1項第2号、第6号又は第7号を適用する契約に限る。）を行うもの

(3) 積算金額が40万円を超える賃貸借契約で一者特命随意契約（政令第167条の2第1項第2号、第6号又は第7号を適用する契約に限る。）を行うもの

(4) 一般競争入札に付する契約

4 前各項に定めるもののほか、選考委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別紙1標準要綱例により各部局で定める。

## 第2章 一般競争入札

（一般競争入札等に付する契約）

第4条 一般競争入札に付する契約は、積算金額2,000万円以上のものとする。ただし、その性質又は目的等が一般競争入札に適しない契約をするとき又は市内等事業者の履行適格者が15者に満たないときは、指名競争入札又は随意契約によることができる。

2 市長は、前項に規定する積算金額にかかわらず、契約の内容により一般競争入札を行うことが適当と認めたときは、一般競争入札を行うことができる。

3 前2項の契約方法の決定は、選考委員会の審議を経て決定するものとする。

4 第1項に定める積算金額については、長期継続契約を行う場合、単年度換算額を基準とする。

（入札の公告）

第5条 一般競争入札を行うときは、別紙2標準公告例により公告するものとする。

2 前項の公告は、公告式条例（昭和25年条例第9号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、第1項の規定による公告については、新聞報道の依頼、旭川市ホームページの利用等により周知を図るものとする。

(入札参加資格)

第6条 一般競争入札に参加しようとする者は、次の各号に掲げる要件のいずれとも該当する者でなければならない。

- (1) 資格者名簿又は建設工事等資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 公告の日から落札までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者にあつては更生手続開始の決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者にあつては再生手続開始の決定を受けていること。

2 前項に定めるもののほか、事業内容、技術的難易度等を考慮し、必要があると認めるときは、次に掲げる事項についても入札参加資格として定めることができる。この内容の決定に当たっては、選考委員会の審議を経なければならない。

- (1) 事業所の所在地
- (2) 当該契約の履行に係る許可、認可等
- (3) 当該契約に係る業種、品目等についての履行実績又は技術的適性の有無等
- (4) その他対象契約ごとに必要と認めて定める要件

3 前項第1号に規定する所在地は、市内業者又は市内等事業者で当該業務の履行が確保できる場合、市内業者又は市内等事業者に限ることができる。

(欧州連合等の供給者)

第6条の2 積算金額の総額が3,600万円以上となる一般競争入札は、調達特例政令が適用されることから、前条第2項第1項の要件を定めた場合においても、欧州連合等の供給者に対しては適用できない。ただし、調達計画を適用した上で、前条第2項第1号の要件に加え、自治法施行令第167条の5に定める従業員の数、資本の額等として、中小企業であることを定めた場合を除く。

(仕様書等の交付及び質問)

第7条 当該契約に係る仕様書、入札説明書及び旭川市委託契約等競争入札心得等（以下「仕様書等」という。）は、公告の日から閲覧又は交付を開始しなければならない。

- 2 入札に参加しようとする者は、仕様書等の内容について質疑応答書（様式第7号）により、質問をすることができる。
- 3 質疑応答書の提出期間は、原則として、公告の日から第10条第2項の規定による通知をした日の翌日から起算して2日（休日を含まない。）を経過する日までとする。
- 4 質疑応答書の提出方法は、市長が定め、提出期間とともに入札説明書において明らかにするものとする。
- 5 質問に対する回答は、できるだけ速やかに行うものとし、回答を含めた質疑応答書の閲覧は、入札日の前日まで行うものとする。

(現場説明会)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、現場説明会を行うものとする。

2 前項の規定により現場説明会を行うときは、次に掲げる事項を公告において明らかにするものとする。

- (1) 現場説明会の日時及び場所
- (2) その他市長が必要と認める事項

(入札参加資格の確認の申請)

第9条 一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類(以下「確認申請書等」という。)を市長に提出し、その確認を受けなければならない。ただし、第2号から第4号に掲げるもの(以下「確認資料」という。)については、入札説明書でその要否を明らかにするものとする。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)
- (2) 許可、認可等調書(様式第2号)
- (3) 業務履行実績調書(様式第3号)
- (4) その他必要と認める書類

2 入札参加資格の確認は、事前審査により行うものとする。

3 入札参加資格の確認の方法及び確認申請書等の提出方法は、選考委員会の審議を経て、入札説明書で定めるものとする。

4 確認申請書等の提出は、公告で指定する日までに持参、郵送(必着)又はファクシミリにより行うものとする。

5 市長は確認申請書等の提出を受けたときは、一般競争入札参加資格確認申請書に受領印を押印の上、その写しを確認申請書等を提出した者(以下「提出者」という。)に交付するものとし、その方法は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 持参により提出があったとき 手交による交付
- (2) 郵送又はファクシミリにより提出があったとき ファクシミリによる交付

(入札参加資格の確認結果の通知等)

第10条 市長は、前条第1項の規定により入札参加資格の確認をしたときは、提出者に対し、その結果を一般競争入札参加資格確認結果通知書(様式第4号)により通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定により一般競争入札参加資格確認結果通知書を通知しようとするときは、確認申請書等の提出期限の翌日から起算して2日(休日を含まない。)以内にファクシミリで通知するものとする。

3 一般競争入札参加資格確認結果通知書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

- (1) 提出者に入札参加資格があると認めたとき 入札参加資格がある旨
- (2) 提出者に入札参加資格がないと認めたとき 入札参加資格がない旨及びその理由(以下「無資格理由」という。)並びに所定の期限までに無資格理由について説明を求めることができる旨

4 市長は提出者に入札参加資格がないと認める旨の決定をしようとするときは、選考委員会の

審議を経なければならない。

- 5 入札参加資格がないと認める旨の決定を受けた者は、第2項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して2日（休日を含まない。）以内で市長が定める日までに書面を持参することにより、無資格理由について説明を求めることができるものとする。
- 6 前項の規定による要求に対する説明は、入札参加資格に係る理由説明書（様式第5号）により行うものとし、当該入札参加資格に係る理由説明書を通知しようとするときは、当該要求書の提出があった日の翌日から起算して2日（休日を含まない。）以内にファクシミリで通知するものとする。
- 7 市長は、第5項の規定により説明を求めた者に入札参加資格があると認めたときは、第1項の通知を取り消し、前項の説明と併せて入札参加資格がある旨を通知するものとする。

（入札参加資格の取消し）

第11条 市長は、入札参加資格があると認めた者が、その確認の後、入札日までの間に第6条に定める要件に該当しないこととなったとき又は確認申請書等に虚偽の事実を記載したことが明らかになったときは、当該入札参加資格を取り消し、その旨を書面により通知するものとする。

（入札保証金の納付免除）

- 第12条 規則第6条第3号に規定する市長が特に認めたときとは、次に掲げるときをいう。
- (1) 入札参加者が資格者名簿に登録されているとき。
  - (2) その他入札参加者が落札者となった場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 2 入札保証金の納付を免除したときは、入札書（様式第6号）又は同様の誓約文言の入った入札書を使用するものとし、その旨を入札説明書において指定するものとする。

（入札の方法）

- 第13条 入札の方法は、原則として通常入札においては持参、郵便入札においては持参又は郵送により行うものとする。
- 2 郵便入札においては、入札参加希望者は、入札書をあらかじめ指定する日までに指定する場所に到達するよう持参又は郵送しなければならない。
  - 3 市長は、前項の入札に当たり必要があると認めるときは、積算内訳書の提出を求めることができるものとし、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。

（入札の執行）

- 第14条 入札の執行は、次に定めるところによる。
- (1) 市長は、公告で定めた期限までに確認申請書等を提出しない者及び入札参加資格がないと認めた者を入札に参加させることができない。
  - (2) 入札執行者は、入札の執行に先立って入札参加者に対し、一般競争入札参加資格確認結果通知書の提示を求めることができる。
  - (3) 開札は、通常入札の場合、入札終了後直ちに、入札場所において行うものとし、郵便入札の場合、公告に示した日時及び場所において行うものとする。

- (4) 通常入札の場合、落札者が決定したときは、その場において直ちに当該落札者を発表するものとする。郵便入札の場合、開札後、全ての参加者に電話又はFAXにより開札の結果を通知する。通知内容は通常入札の開札結果の発表に準じること。
- (5) 郵便入札の場合、市長は、入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせるものとする。また、郵便入札の入札参加者その他の開札の傍聴を希望する者は、旭川市委託契約等の競争入札（郵便入札）傍聴要領の規程に基づき開札を傍聴することができる。

#### （入札の無効）

第15条 公告に示した入札参加資格のない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札及び入札に関する条件に違反する者のした入札は無効とし、その旨を公告において明らかにするものとする。

#### （入札の辞退）

第16条 入札参加者は、自己の入札の完了（通常入札の場合は、入札書が入札箱に投入された時点、郵便入札の場合は開札の開始時点）に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 市長は、入札を辞退した者（入札辞退届を提出した者に限る。）に対し、これを理由として、以後に不利益な取扱いをしてはならない。

#### （入札の中止等）

第17条 市長は、入札を公正に執行することができないなど特別の事情があるときは、入札を延期し、又は取りやめることができる。

- 2 市長は、入札参加者が一者になったときは、入札を中止することができる。

### 第3章 指名競争入札

#### （一般競争入札に関する規定の準用）

第18条 第6条第1項、第8条及び第12条から第17条までの規定は、指名競争入札を行う場合に準用する。この場合において、「一般競争入札」とあるのは「指名競争入札」と、「第167条の4」とあるのは「第167条の11第1項において準用する同法第167条の4」と、「公告」及び「入札説明書」とあるのは「指名通知」と読み替えるものとする。

#### （指名競争入札の運用方針）

第19条 政令第167条（指名競争入札）の運用は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 政令第167条第1号の「その性質又は目的が一般競争入札に適しないもの」とは、おおむね次に掲げるものをいう。
  - ア 特殊な技術又は一定の技術水準を要する契約であって、不特定多数の業者を競争に参加させることが適しないと認められるもの
  - イ 一定の品質保証を要する契約であって、監督又は検査が比較的困難であるため、契約者の技術又は信用に依存して履行の完全な確保を期する必要があると認められるもの
- (2) 政令第167条第2号の「その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入

札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき」とは、おおむね次に掲げるときをいう。

ア 業務の内容又は契約の規模により、市内等事業者の履行適格者が14者以下である契約をするとき。

(3) 政令第167条第3号の「一般競争入札に付することが不利と認められるとき」とは、おおむね次に掲げるときをいう。

ア 契約上の義務違反があった場合には、市の事業に著しく支障を来すおそれがある契約をするとき。

イ 一定時期又は期間内における安定履行を確保することが重要な要件とされるため、履行の確実を期する必要がある契約をするとき。

ウ 一般競争入札に付した場合には、その入札手続に日数を要し、契約の時期を失するなど契約の目的を達成することが困難であると認められる契約をするとき。

エ 業務の確実な履行を期するため、又は履行能力、技術等について定めようとする入札参加資格が複雑なものとなるため、その資格審査などに相当の事務手続及び費用を要し、得失相償わないと認められる契約をするとき。

オ 積算金額が2,000万円未満の契約をするとき。

(指名競争入札の指名基準)

第20条 指名競争入札を行うに当たっては、資格者名簿に登録されている者のうちから、次に掲げる事項を考慮して指名を行わなければならない。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 不正又は不誠実な行為の有無
- (3) 当該契約についての技術的適正及び履行能力
- (4) 当該契約についての地理的条件（事業所の所在地等）
- (5) 他の官公庁及び民間での履行実績

2 次に該当する者については、指名することができないものとする。

- (1) 指名通知日現在において指名停止期間中のもの
- (2) 一の指名競争入札において、組合等を指名した場合の当該組合等の構成員
- (3) 一の指名競争入札において、指名しようとする法人等と代表者を同じくする他の法人及び指名しようとする法人等の代表者個人

3 落札決定までの間に、入札参加者が第18条において準用する第6条第1項に定める入札参加資格その他必要な資格を満たさなくなったときは、その者の指名を取り消すものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、資格者名簿で当該業務の履行適格者が確認できないときは、建設工事等資格者名簿に登録されている者を選定することができるものとする。ただし、この場合、指名業者の選考の方法等は、選考委員会の審議を経て別に定めるものとする。

(入札参加者の指名数)

第21条 指名競争入札に参加させる者（以下「指名業者」という。）の数は、原則として、別表第1の左欄に掲げる積算金額の区分に応じ、同表の右欄に掲げる指名業者数とする。

(指名業者の選考)



第22条 指名業者の選考に当たっては、地元中小企業者の受注機会の増大について配慮しつつ適正な履行を確保できるよう、公正かつ適正に選考するものとする。

2 指名業者の選考は、当該契約に相応しいと判断される営業種目及び取扱品目について登録のある者を次の表に定める選考項目の一つ又は複数に基づき選考するものとする。ただし、履行体制の充実、受注機会の確保等のため、他の方法で選考することが望ましいと選考委員会で決定したとき又は他に定めがあるときは、この限りでない。

選考項目	適用基準
所在地	市内業者を優先し、これに次いで準市内業者、近隣8町業者、市外業者の順とする。
格付等級	別表第2の左欄に掲げる積算金額の区分に応じ、同表の右欄に掲げる格付等級に属する業者を優先する。 当該等級に属する業者の数が少ない場合は、直近上位又は直近下位、次いで、他の格付等級の順とする。
履行状況	過去3年間の当該契約に係る受注者のうち、履行状況が良好と認める業者を優先し、その優先の順位は、契約時期の直近のものからとする。

3 前項の規定により選考した結果、さらに選考の必要があるときは、次の表に定める選考項目に基づき選考するものとする。

選考項目	適用基準
産業分類	発注する契約の種類と、当該業者における専業率が高いものとして資格者名簿に登録している産業分類とが一致する業者を優先する。
指名状況	指名が特定の業者に偏しないように、前年度に指名した業者数の半数を目安として、当該入札金額の高低や指名回数などを考慮し適宜入れ替える。

4 市長は、第2項に定める方法で選考した場合に、規則に規定する指名業者数が得られないなど特別の事由があるときは、他の営業種目及び取扱品目について登録のある者を指名することができる。

#### 第4章 契約の締結等

(契約保証金の納付免除)

第23条 規則第24条第8号に規定する市長において契約保証金の納付を免除することが適当であると認めるときとは、次に掲げるようなときをいう。

- (1) 単価契約を締結しようとするとき。
- (2) 契約の履行に係る検査及び支払を月毎に定期的に行う契約を締結しようとするとき。ただし、契約の相手方において過去3か年間に旭川市、他の地方公共団体又は国と種類をほぼ同じくする契約を締結し、これを誠実に履行しているなど、契約を履行しないこととなるおそれがないものに限る。
- (3) その他市長が納付を免除することが適当であると認めるとき。

(入札結果の公表)

第24条 競争入札に付した契約は、契約締結後にその入札結果を公表するものとする。

2 前項の公表の方法及び対象とする契約等については、別に定める旭川市委託及び賃貸借契約に係る入札結果等の公表要綱による。

(その他)

第25条 この要綱の実施に関し必要な事項は、総務部総務監が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行し、履行期間の初日が平成20年11月1日以後の日である契約から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月7日から施行し、令和6年4月1日以後に締結する契約から適用する。

別表第 1

指名業者数区分

積算金額	指名業者数
500万円以上	7者以上
100万円以上500万円未満	5者以上
100万円未満	3者以上

別表第 2

格付等級優先区分

積算金額	格付等級
500万円以上	A級
100万円以上500万円未満	B級
100万円未満	C級

様式第1号

一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

(宛先)旭川市長

申請者  
住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

入札日

件 名

年 月 日付けで入札公告のあった上記案件に係る入札参加資格について確認を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

なお、入札参加資格のすべての要件を満たしていること並びに本申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

添付書類名	添付の有無
(例:業務履行実績調書)	有・無
	有・無
	有・無
	有・無

旭川市受付印

申請担当者役職・氏名

連絡先

TEL

FAX

(連絡先は間違いのないよう記入してください。)

許可・認可等調書

申請者商号又は名称

許 可 ・ 認 可 等			氏 名 (年齢)
種 類	取得年月日 登 録 番 号	経 験 数 年	
	年 月 日 第 号	年	( 歳)
	年 月 日 第 号	年	( 歳)
	年 月 日 第 号	年	( 歳)
	年 月 日 第 号	年	( 歳)
	年 月 日 第 号	年	( 歳)
	年 月 日 第 号	年	( 歳)
	年 月 日 第 号	年	( 歳)

注1 記載した内容について確認できる許可証, 登録証等の写しを添付してください。

2 氏名の欄は許可等を受けているのが社員(個人)の場合に記載してください。

様式第3号

## 業務履行実績調書

申請者商号又は名称

業 務 名 称 等	業務名		
	発注機関名		
	契約金額		
	履行期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで
業 務 概 要			

注1 公告において明示した業務の履行実績例(代表的なものを2件以内)について記載すること。

2 旭川市が発注した業務があれば, 優先して記載すること。

様式第4号

第 号  
年 月 日

様

旭川市長

(公 印 省 略)

一般競争入札参加資格確認結果通知書

年 月 日付けで申請のあった入札参加資格について、次のとおり確認結果を通知します。

入 札 公 告 日	年 月 日
件 名	
入札参加資格の有無	有 ・ 無
入札参加資格がない と認めた理由	
注意事項	(注 入札参加資格が無の場合の教示記載例) 資格がないと通知された方は、市長に対して資格がないと認めた理由について、説明を求めることができます。 この説明を求める場合は、年 月 日までに旭川市〇〇部〇〇課〇〇係にその旨を記載した書面(様式任意)を提出してください。

様式第5号

第 号  
年 月 日

様

旭川市長  
(公 印 省 略)

入札参加資格に係る理由説明書

下記案件において、入札参加資格がないとした理由について、次のとおり説明します。

件名	
(理由)	



様式第6号

# 入札書

1 金額

億	千	百	十	万	千	百	十	円

(金額の頭に¥を記入のこと)

2 件名

旭川市委託契約等競争入札心得を承諾の上、上記のとおり入札いたします。

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住所

商号又は  
名称

代表者  
職氏名

㊟

代理人

㊟

注 委任状を提出し、代理人による入札のときは、代表者職氏名欄の押印の代わりに、代理人欄に代理人氏名を記載・押印のこと。

様式第7号 (質問用)

## 質 疑 応 答 書

(宛先)旭川市長

(電話番号 0166-00-0000)

(FAX 番号 0166-00-0000)

住所

商号又は名称

代表者氏名

質問年月日 年 月 日

件 名		
質 疑 事 項	回 答 事 項	

注 あらかじめ電話連絡の上、上記の FAX 番号へ送信してください。

様式第7号 (回答用)

# 質 疑 応 答 書

年 月 日

様

旭川市長

(公 印 省 略)

次の案件に係る仕様書等について質問があったので回答する。

件 名		
質 疑 事 項	回 答 事 項	
質問年月日 年 月 日		

## 別紙1 標準要綱例

### 〇〇部競争入札等選考委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 〇〇部が所管する委託契約（測量並びに工事に係る調査及び設計の委託契約を除く。）及び賃貸借契約（以下「委託契約等」という。）に係る事務の統一的かつ適正な執行の確保を図るため、〇〇部競争入札等選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (審議事項)

第2条 委員会において審議する事項は次のとおりとする。

- (1) 委託契約等に係る一般競争入札の参加資格及び資格審査に関する事項
- (2) 次に掲げる委託契約等における指名競争入札又は随意契約の適否及び指名業者又は見積書徴取業者の選考に関する事項
  - ア 一者特命随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号，第6号又は第7号を適用するものに限る。）による委託契約等で，執行予定金額が50万円（賃貸借契約については40万円）を超えるもの
  - イ 指名競争入札又は随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号，第8号又は第9号を適用するもの及び一者特命随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号，第6号又は第7号を適用するものに限る。）を除く。）による委託契約等で，200万円以上のもの
- (3) 部で実施する入札参加資格者名簿に登載する業者の資格審査に関する事項
- (4) 部内の契約事務の適正化に関する事項
- (5) その他委員会において必要と認めた事項

#### (組織)

第3条 委員会は，委員長及び委員〇人をもって組織する。

2 委員長は，〇〇部長をもって充てる。

3 委員は，〇〇部次長，〇〇課長（庶務担当課長），〇〇課長，〇〇係長をもって充てる。ただし，その業務を所管する課長を，その都度委員に充てるものとする。

#### (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は，委員会を統括する。

2 委員長に事故があるときは，〇〇部次長（委員長が指名する者）がその職務を代理する。

#### (会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は，必要に応じ委員長が招集する。

2 会議は，委員の過半数が出席しなければ，これを開くことができない。

3 会議の議事は，出席委員の合議に基づき，委員長がこれを決する。

#### (回議)

第6条 委員会の審議を要する事項で緊急を要するため，会議を招集できないときは，半数以上の委員に回議して委員長の決定を受け，会議の審議に代えることができる。

#### (意見の聴取)

第7条 委員会において必要があるときは，委員長は，委員以外の者から意見を聞き，

又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、〇〇部〇〇課（庶務担当課）において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(調書例)

競争入札参加者等選考委員会調書

出席委員確認欄 (押印)

委員長	委員	委員	委員	委員	

件名	
委員会開催年月日時	令和 年 月 日 ~ (会議・回議)
開催場所	
契約締結方法及び根拠	
入札参加資格案 (指名業者) (見積書徴取業者)	
1者からの見積書徴取理由等	

令和 年 月 日

選考委員会

委員長

担当者

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び旭川市契約事務取扱規則(昭和39年旭川市規則第22号)第3条の規定に基づき、一般競争入札(以下「入札」という。)について次のとおり公告する。

令和 年 月 日

旭川市長 ○ ○ ○ ○

1 契約担当部局

〒〇〇〇-〇〇〇〇 旭川市〇条通〇丁目〇〇庁舎〇階

旭川市〇〇部〇〇課〇〇係

電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

2 入札に付する事項

- (1) 入札件名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇業務〔賃貸借〕
- (2) 履行期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで
- (3) 概要 入札説明書のとおり
- (4) 履行場所 〇〇〇〇〇〇〇〔入札説明書のとおり〕
- (5) 入札方法

総価〔単価〕で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額〔※総価のとき(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)〕をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 旭川市物品購入等の競争入札参加資格において営業種目「〇〇」取扱品目「〇〇〇」(〇〇-〇〇)の入札参加資格を有していること。
  - (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
  - (3) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
  - (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- [ (5) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者のうち、市内に本店〔事業所〕を有する者〔及び近隣8町(鷹栖町,比布町,当麻町,愛別町,上川町,東川町,東神楽町及び美瑛町)に本店を有する者〕であること。] 【各部選考委員

会の審議を経て決定】【欧州企業の参加を制限する場合】  
〔(6) その他契約履行に必要な資格〕【各部選考委員会の審議を経て決定】

4 入札説明書を交付する場所及び問い合わせ先  
1に同じ

〔5 現場説明会

(1) 現場説明会の日時及び場所

令和○年○月○日(○) 午前〔午後〕○時○分 ○○○○○○○○○

(2) その他必要な事項〕 【現場説明会を行うとき】

6 入札参加資格の確認の申請

この入札に参加を希望する者は、3に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書で示す書類を次のとおり提出しなければならない。〔なお、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が定める欧州連合等の供給者で、3(1)に定める入札参加資格を満たさない者は、旭川市物品購入等の競争入札参加資格申請を行い、随時の認定を受けることができる。〕【欧州企業の参加を可能とする場合】

(1) 提出期限 令和○年○月○日(○) 午前〔午後〕○時○分

(2) 提出場所 1に同じ。

7 入札の日時及び場所等

【通常入札の場合】

〔(1) 入札の日時及び場所

ア 入札日時 令和○年○月○日(○) 午前〔午後〕○時○分

イ 入札場所 ○○○○○○○○○

(2) 開札

入札終了後直ちに(1)の場所にて行う。

(3) 入札書の提出方法

入札書を持参し投函すること。（郵送又はファクシミリによる入札は認めない。）

【郵便入札の場合】

〔(1) 開札の日時及び場所

ア 提出期限 令和○年○月○日(○) 午前〔午後〕○時○分

イ 提出場所 ○○○○○○○○○

(2) 開札の方法

入札事務に関係のない職員の立会いの下で開札を行うものとし、落札者へ通知するものとする。

(3) 開札の傍聴

入札参加者その他の傍聴を希望する者は、旭川市委託契約等の競争入札（郵便入札）傍聴要領の規程に基づき開札を傍聴することができるので、開札当日○○時○○分までに1まで申し込むこと。

なお、開札会場の都合により他の入札と併せて傍聴人は先着10名までとする。

(4) 入札書の提出方法

標準入札書（様式第6号）を作成し、持参又は郵送で提出すること。

(5) 入札書の提出期限及び場所



- ア 提出期限 令和〇年〇月〇日（〇）午前〔午後〕〇時〇分  
イ 提出場所 1に同じ]

## 8 入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札，申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び旭川市委託契約等競争入札心得〔旭川市委託契約等競争入札心得（持参・郵送提出用）〕において示した条件等入札に関する条件に違反する者のした入札は無効とし，これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお，市長により入札参加資格のある旨を確認された者であっても，入札時点において3に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

## 9 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 要する。ただし，旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。  
〔免除する。〕【単価契約の場合】
- (3) 契約書作成の要否 要する。
- (4) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で，最低の価格をもって入札した者を落札者とする。  
ただし，最低制限価格を設けた場合において，最低制限価格を下回る入札があったときは，当該入札を失格とする。
- (5) 最低制限価格の設定 有〔無〕
- (6) 支払条件 〔毎月〕後払いとする。【前払い，概算払い等】
- (7) 〔この入札（申請，質疑，契約等を含む）に使用する言語は日本語，通貨は日本円とする。なお，提出書類のうち外国語で記載した事項については，日本語の訳文を付記又は添付すること。〕【欧州企業の参加を可能とする場合】
- (8) 詳細は入札説明書による。

## [10 現地の中小企業による調達手続への参加の奨励に関する計画の適用

この入札は，競争入札に参加する者に必要な資格に関して，経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の附属書十第二編第B節2の規定に関する注釈（f）又は包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン又は北アイルランド連合王国との間の協定の附属書十第二編第B節2の規定に関する注釈（f）に規定する現地の中小企業による調達手続への参加を奨励するための政策上の計画に該当する旭川市における地域の中小企業による調達手続への参加の奨励に関する計画（平成31年旭契第37号）を適用するものである。〕  
【欧州企業の参加を制限する場合】

(※・[ ]は選択要件)

## 入札説明書記載例

令和○年旭川市告示第○○号に基づく一般競争入札（以下「入札」という。）については、旭川市契約事務取扱規則その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和 年 月 日

2 契約担当部局

〒○○○-○○○○ 旭川市○条通○丁目○○庁舎○階

旭川市○○部○○課○○係

電話 ○○○○-○○-○○○○

FAX ○○○○-○○-○○○○

3 入札に付する事項

(1) 入札件名 ○○○○○○○○○○○○○業務 [賃貸借]

(2) 履行期間 令和○年○月○日から令和○年○月○日まで

(3) 概要 仕様書のとおり

(4) 履行場所 ○○○○○○○ [仕様書のとおり]

(5) 入札書の記載方法

総価 [単価] で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額 [※総価のとき (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)] をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。

(1) 旭川市物品購入等の競争入札参加資格において営業種目「○○」取扱品目「○○○」（○○○-○○）の入札参加資格を有していること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。

(3) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

[ (5) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、市内に本店[事業所]を有する者 [及び近隣8町（鷹栖町，比布町，当麻町，愛別町，上川町，東川町，東神楽町及び美瑛町）に本店を有する者] であること。] 【各部選考委員会の審議を経て決定】 【欧州企業の参加を制限する場合】

[ (6) その他契約履行に必要な資格] 【各部選考委員会の審議を経て決定】

## [ 5 現場説明会

### (1) 現場説明会の日時及び場所

令和○年○月○日 (○) 午前 [午後] ○時○分 ○○○○○○○○○

### (2) その他必要な事項] 【現場説明会を行うとき】

## 6 入札参加資格の確認の申請

この入札に参加を希望する者は、4に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、次のとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに申請書及び確認資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。

[また、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が定める欧州連合等の供給者で、4(1)に定める入札参加資格を満たさない者については、この申請のほか、別に定める手続により旭川市物品購入等の競争入札参加資格申請を行い、随時の認定を受けることができる。]【欧州企業の参加を可能とする場合】

### (1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

[イ 許可、認可等調書（様式第2号）【許可の必要な業務等の場合に必要】

[ウ 業務履行実績調書（様式第3号）【実績を求める場合に必要】]

[エ ○○○○【その他必要に応じて書類の名称を記載】]

### (2) 提出期間

令和○年○月○日 (○) から令和○年○月○日 (○) までの旭川市の休日  
を定める条例（平成5年旭川市条例第3号）第1条第1項に規定する本市の  
休日（以下「休日」という。）を除く、午前9時から午後5時まで

### (3) 提出場所

2に同じ

### (4) 提出方法

※持参によること。（郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。）

※持参又はファクシミリによること。（郵送によるものは受け付けない。）

※持参、郵送又はファクシミリによること。なお郵送については提出期間に  
必着のこと。

### (5) 提出確認

申請書及び確認資料の提出があった者（以下「申請者」という。）には、申請書に受領  
印を押印のうえ、その写しを直接 [直接又はファクシミリ]の方法により交付する。 [な  
お、申請書及び確認資料を提出したにもかかわらず、写しの交付が無い場合は、2の担当  
部局に連絡し確認すること。]

### (6) 入札参加資格の確認

申請者には、令和○年○月○日 (○) までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書  
をファクシミリにより通知する。なお、通知期限の翌日において、いまだ通知が無い場  
合は、2の担当部局に連絡し確認すること。

ア 入札参加資格を有すると認めた者にあつては、入札参加資格がある旨

イ 入札参加資格を有しないと認めた者にあつては、入札参加資格がない旨及びその理由  
並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

### (7) その他

ア 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 市長は、提出された申請書及び確認資料を、入札参加資格の確認以外に申請者に無断  
で使用しない。

ウ 提出された申請書及び確認資料は返却しない。

#### 7 入札参加資格を有しないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格を有しないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 令和○年○月○日（○）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 2に同じ

ウ 提出方法 持参によること。（郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。）

(2) 市長は、(1)の説明を求められたときは、令和○年○月○日（○）までに説明を求めた者に対し理由説明書をファクシミリにより通知する。

#### 8 仕様書の質問等

(1) 仕様書等の内容について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。

ア 提出書類 質疑応答書（様式第7号）

イ 提出期間 令和○年○月○日（○）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所 2に同じ。

エ 提出方法 電話連絡の上、ファクシミリにより提出すること。

(2) (1)の質疑応答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 令和○年○月○日（○）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所 2に同じ。

#### 9 入札の日時及び場所等

##### 【通常入札の場合】

〔(1) 入札の日時及び場所

ア 入札日時 令和○年○月○日（○）午前〔午後〕○時○分

イ 入札場所 ○○○○○○○○○

(2) 開札

入札終了後直ちに(1)の場所にて行う。

(3) 入札方法

ア 標準入札書（様式第6号）を持参し投函すること。（郵送又はファクシミリによる入札は認めない。）〔また、入札金額の積算内訳書を同封すること。〕【積算内訳書を求める場合】

イ 会社名・氏名の入った氏名票を着用のうえ、入札指定時刻の10分前までに〔確認結果通知書を提示し〕【確認結果通知書の提示を求める場合】受付を終え、入札会場内で待機すること。

ウ 旭川市委託契約等競争入札心得（別紙1）を承知すること。〕

##### 【郵便入札の場合】

〔(1) 開札の日時及び場所

ア 提出期限 令和○年○月○日（○）午前〔午後〕○時○分

イ 提出場所 ○○○○○○○○○

(2) 開札の方法

入札事務に関係のない職員の立会いの下で開札を行うものとし、落札者へ通知するものとする。

(3) 開札の傍聴

入札参加者その他の傍聴を希望する者は、旭川市委託契約等の競争入札（郵便入札）傍聴要領の規程に基づき開札を傍聴することができるので、開札当日〇〇時〇〇分までに1まで申し込むこと。

なお、開札会場の都合により他の入札と併せて傍聴人は先着10名までとする。

(4) 入札書の提出方法

ア 標準入札書（様式第6号）を作成し、持参又は郵送で提出すること。[また、入札金額の積算内訳書を同封すること。]【積算内訳書を求める場合】

イ 郵送により提出する場合は、その封書をさらに発送用の封筒に封入の上、宛名面左側に開札日、担当課、入札件名を朱書きすること。

ウ 旭川市委託契約等競争入札心得（持参・郵送提出用）（別紙1）を承知すること。

(5) 入札書の提出期限及び場所

ア 提出期限 令和〇年〇月〇日（〇）午前〔午後〕〇時〇分

イ 提出場所 2に同じ]

10 入札の無効

公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者の入札及び旭川市委託契約等競争入札心得〔旭川市委託契約等競争入札心得（持参・郵送提出用）〕において示した条件等入札に関する条件に違反する者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、市長により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、入札時点において4に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

11 入札手続等

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。

[なお、同条第8号の規定に掲げる免除することが適当であるとは、次の場合をいう。

ア 過去3か年間に旭川市、他の地方公共団体又は国と種類をほぼ同じくする契約を締結し、これを誠実に履行しているなど、契約を履行しないこととなるおそれがないとき]

【契約の履行に係る検査及び支払を月毎に定期に行う契約を締結する場合】

[免除する。]【単価契約の場合】

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項 別紙2のとおり

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札を失格とする。

(6) 最低制限価格の設定 有 [無]

(7) 支払条件 [毎月] 後払いとする。【前払い、概算払い等】

12 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該契約の入札を延期又は中止することがある。また、入札執行の際、入札者が1人以下の場合には、入札を中止することがある。

なお、中止となった場合でも、申請書及び確認資料の作成費用は申請者の負担とする。

13 入札執行回数

2回を限度とする。

[なお、1回目が不調の場合、2回目の開札日時及び提出期限を参加者に電話で通知するので、9(4)の方法で入札書を提出すること。]【郵便入札の場合】

14 その他

- (1) 入札参加者は、旭川市契約事務取扱規則、旭川市委託契約等競争入札心得その他関係法令を遵守すること。
- (2) 申請書及び確認資料に虚偽の記載をした場合は、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) その他、入札に関する問い合わせ先  
2に同じ。